

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成30年12月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	本市職員の給与を改定するものです。	平成30年 12月議会  議案 第91号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する事項であり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松 山市公営企業管理者の給与 等に関する条例の一部を改 正する条例	市長等の期末手当の額を改定するも のです。	平成30年 12月議会  議案 第92号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の期末手当に関する事項であり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないた め	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市下水道事業受益者負 担に関する条例及び松山市 下水道条例の一部を改正す る条例	上野処理区での公共下水道の受益者 負担金及び使用料を徴収するもので す。	平成30年 12月議会  議案 第98号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	下水道 サービス課 089-948- 6487
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	湊町三丁目C街区地区内の建築物の用途の制限, 容積率, 建蔽率等を定めるものです。	平成30年 12月議会  議案 第99号	パブリック コメント	H30.10.18 ～ H30.11.16	パブリックコメントを実施し, 広く市民の意見を聴きました。	都市・交通 計画課 089-948- 6444
				パブリック コメント 以外の手続	H30.10.10  H30.11.7 ～ H30.11.20 H30.12.3	都市計画法に基づき, 地区計画の案の説明会及び意見陳述会を実施しました。 都市計画法に基づき, 地区計画の案の縦覧及び意見書の受付を実施しました。  地区計画の案について松山市都市計画審議会に意見を聴きました。	

#### 【摘要】

- ①この表は, 条例の制定過程で, パブリックコメントのほか, 各種説明会の開催や関係団体との協議など, 市民の皆さんの御意見をどのように聴いたのか, についてまとめたものです。
- ②この表は, 条例(新規制定, 一部改正, 廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には, その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については, それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは, 松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは, 条例の制定など, 市の基本的な政策等の策定過程で, 必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要, 意見に対する市の考え方等を公表する, という一連の手続をいいます。